# 株主各位

東京都渋谷区東二丁目23番10号

# 北沢産業株式会社

代表取締役社長 北 川 正 樹

# 第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日(水曜日)営業時間終了時、午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。 敬 具

記

- 1. 日 時 2019年6月27日 (木曜日) 午前10時
- 2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂二丁目10番地7号 新大宗ビル1号館 フォーラムエイト 6階 オリオンホール
- 3. 会議の目的事項
  - 報告事項 1. 第72期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    - 2. 第72期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

# 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)

の更新の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。 なお、代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。(代理人の資格は、定款の定めにより当会社の議決権を有する他の株主様1名に限ります。)
- 総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し あげます。
- O 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の 当社ウェブサイト (https://www.kitazawasangyo.co.jp) に掲載させていただきます。

# (添付書類)

# 事業報告

(2018年4月1日から) (2019年3月31日まで)

# 1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善が続くなど、引き続き緩やかな景気回復基調にありましたが、家計の節約志向は根強く続いており依然として不安定な要素を抱えたまま推移致しました。

当社グループの主要取引先である外食・中食産業におきましても、原材料価格の上昇や人手不足による人件費の高騰、人口減少による市場規模の縮小など厳しい環境が続いております。

このような環境の中で、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高は171億94百万円(前年同期比3.1%減)となりました。利益面では、営業利益3億29百万円(前年同期比31.2%減)、経常利益3億86百万円(前年同期比25.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益1億66百万円(前年同期比59.9%減)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

### (業務用厨房関連事業)

業務用厨房関連事業につきましては、売上高は168億55百万円と前年同期に比し3.1%の減収、営業利益は7億50百万円と前年同期に比し16.7%の減益となりました。

# (不動産賃貸事業)

不動産賃貸事業につきましては、売上高は3億54百万円と前年同期に比し0.5%の増収となり、営業利益は2億16百万円と前年同期に比し7.2%の増益となりました。

# (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資にかかる設備投資額は、4億22 百万円であり、主に土地、建物、備品および車両の投資額であります。

- (3) 資金調達の状況 該当事項はありません。
- (4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 該当事項はありません。

### (5) 財産および損益の状況

(企業集団の営業成績および財産の状況の推移)

	区分	}		第69期 (2016年3月期)	第70期 (2017年3月期)	第71期 (2018年3月期)	第72期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売	上	高	(千円)	16, 706, 320	17, 082, 667	17, 735, 937	17, 194, 734
経	常利	益	(千円)	413, 302	364, 083	518, 342	386, 424
	社株主に当期純		(千円)	179, 462	238, 736	416, 187	166, 871
1株計	当たり当期紀	柯益	(円)	9. 65	12. 84	22. 39	8. 98
総	資	産	(千円)	16, 837, 272	17, 001, 958	17, 789, 541	17, 227, 926
純	資	産	(千円)	8, 411, 479	8, 729, 029	9, 199, 896	9, 054, 924
1 株	当たり純	資産	(円)	452. 45	469. 53	494. 86	487. 06

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
  - 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等に伴う会社計算規則の改正を当連結会計年度から適用しており、第71期については組替後の数値を記載しております。
  - 3. 第71期における数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

#### (6) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、日本経済は企業の設備投資は増加しているもののその鈍化が見られ、賃金の伸び悩みや今秋予定されている消費税増税による個人消費の停滞、人手不足の影響が懸念され、世界経済においては、米中貿易摩擦、欧州の政治不安などにより不透明感が広がっております。

このような状況のもと、当社グループは同業他社との差別化を図った高付加価値商品の販売を推進した積極的な営業活動に努めてまいります。

次期の連結業績は、売上高175億40百万円、営業利益3億60百万円、経常利益4億円、親会社株主に帰属する当期純利益は1億85百万円を見込んでおります。当社グループは、単品販売の強化を図るため、より競争力のある商品を重点的に拡販し、24時間365日サービス体制を更に充実したものにする所存であります。

また、リスク管理とコンプライアンスの強化を図ってまいります。

#### (7) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
  - 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社北沢キープサービス	20百万円	100.0%	厨房機器の修理、保守管理
エース工業株式会社	70百万円	100.0%	食品加工機械・厨房機器の製造
サンベイク株式会社	42百万円	100.0%	製菓・製パン機械器具の製造

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。 (8) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当企業集団は、業務用厨房機器・家具の販売を主に、これらに附帯する業務用 厨房機器の修理・保守サービスおよび業務用機械器具、製菓・製パン機械器具の 製造を行っているほか、不動産の賃貸業務を営んでおります。

(9) 本社および主な事業所 (2019年3月31日現在)

① 当社

本 社:東京都渋谷区東二丁目23番10号

支 店:札幌・仙台・宇都宮・水戸・大宮・東京・立川・千葉・横浜・名古

屋・松本・大阪・広島・松山・福岡

営業所:旭川・函館・帯広・青森・弘前・八戸・盛岡・水沢・秋田・山形・

郡山・いわき・新潟・前橋・甲府・柏・三島・浜松・富山・金沢・ 福井・京都・岡山・山口・高松・高知・北九州・熊本・鹿児島・沖

縄

出張所:釧路・三重・長野・神戸・和歌山・松江・徳島・大分

② 子会社

	本 社	埼玉県日高市大字下大谷沢3番地1 (当社日高流通センター内)			
	支 店	渋谷			
株式会社北沢キープサービス	営業所	旭川・札幌・函館・帯広・釧路・青森・弘前・八戸・盛岡・水沢・仙台・秋田・山形・郡山・いわき・新潟・前橋・宇都宮・水戸・大宮・東京屋・立川・甲府・千葉・柏・横浜・三島・浜松・名古屋・山口・高松・本山・高知・徳島・北九州・福岡・熊本・鹿児島・沖縄			
	分 室	渋谷			
エース工業株式会社	本 社	埼玉県狭山市根岸689番1号			
サンベイク株式会社	本 社	福岡県久留米市荒木町白口1981番1号			

#### (10) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

従	業	数数	前	期	末	比	増	減	平	均	年	令	平	均	勤	続	年	数
		496名					42	3減			41才6	ケ月				124	平5ヶ	- 月

- (注) 1. 従業員数は全連結会社の就労人員の合計であります。
  - 2. 従業員数には契約社員および臨時従業員(派遣社員、パートタイマーおよびアルバイト) 18名は含んでおりません。

# (11) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

			借		入	先				借入金残高(千円)
株	式		会	社	北	陸		銀	行	1, 020, 000
株	式		会	社	横	浜		銀	行	680,000
株	式	숲	社	Ξ	井	住	友	銀	行	300, 000
株	式	숲	社	Ξ	菱 U	F	J	銀	行	100, 000

- (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。
- 2. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

72,000,000株

(2) 発行済株式の総数

23,818,257株

(3) 株 主 数

3,955名

(4) 大 株 主 (上位10名)

		株	主		名				持	株	数	持	株	比率	
											千株				%
北		沢	持		t t	朱		会		1,	560			8.40	
株	式	会	社	:	光	ì	通	信		1,	517			8. 16	
北	沢	産 業	従	業	員	持	株	会			990			5. 33	
株	式	会	社	北	陸		銀	行			921			4. 95	
福	島	エ	業	株	式		会	社			778			4. 18	
株	式 会	社 社	イン	テ	IJ	ツ	ク	ス			370			1. 99	
日本	<b>エトラス</b> ラ	ティ・サ	ービス信	託銀行	· 株式:	会社	(信託	口)			307			1.65	
日本	<b>に</b> トラスラ	ティ・サー	ービス信	託銀行	株式会	会社	(信託)	⊒5)			303			1.63	
日本	マスタ	ートラン	スト信託	銀行	株式会	会社	(信託	口)			294			1. 58	
株	式 会	<b>社</b>	コメ	ツ	۲	カ	ト	ウ			272			1. 47	

- (注) 当社は、自己株式5,227,431株を保有しておりますが、上記大株主より除いております。また、 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
- (5) その他株式に関する重要な事項 特記すべき事項はありません。

# 3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等(2019年3月31日現在)

会社におけ	ス批位	氏			名	担当および重要な兼職の状況
去正におり	의 1617	14			10	担当わるい里安は本職の代仇
代表取締行	役社長	尾	崎	光	行	
常務取	締 役	酒	井	保力	大郎	本社営業本部長
取 締	役	石	塚		洋	管理本部長
取 締	役	小	Щ	栄	樹	営業戦略本部長兼キッチンコンサルタント室長
取 締	役	北	Ш	正	樹	購買部長
取 締	役	神	田	浩	徳	東北・関東ブロック担当
取 締	役	青	木	茂	男	公認会計士、公益財団法人金子国際文化交流財団 理事長、一般 財団法人会計教育研修機構 監事、茨城キリスト教大学 名誉教 授、千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科客員教授
取 締	役	河	上	敏	嗣	株式会社東京富山会館 代表取締役社長
常勤監	査 役	杉	浦	英	助	
監 査	役	藤	森	_	喜	税理士 藤森一喜税理士事務所
監 査	役	井	上	晴	孝	弁護士 井上・桜井法律事務所
監 査	役	納	谷	全-	一郎	弁護士 あきつ総合法律事務所

(注) 1. 取締役のうち青木茂男氏、河上敏嗣氏の2名は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

監査役のうち藤森一喜氏、井上晴孝氏、納谷全一郎氏の3名は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

- なお、取締役青木茂男氏、取締役河上敏嗣氏、監査役井上晴孝氏は、東京証券取引所に対 し、独立役員として届け出ております。
- 2. 監査役藤森一喜氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 3. 当事業年度末日後に生じた担当の異動の状況

氏			名	新	旧	異動年月日
尾	崎	光	行	代表取締役会長	代表取締役社長	2019年4月1日
北	Ш	正	樹	代表取締役社長	取締役購買部長	2019年4月1日
小	Щ	栄	樹	取締役購買部長	取締役営業戦略本部長兼キッチンコンサルタント室長	2019年4月1日
神	田	浩	徳	取締役営業戦略本部長兼キッチンコンサルタント室長	取締役東北・関東ブロック担当	2019年4月1日

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役青木茂男氏、取締役河上敏嗣氏、監査役杉浦英助氏、監査役藤森一喜氏、監査役井上晴孝氏および監査役納谷全一郎氏の6名との間で、会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

### (3) 取締役および監査役の報酬等の額

区	分	支給人員	支 紿 額 (千円)
取 締	役	8名	87, 960
監 査	役	4名	16, 080
合	計	12名	104, 040

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  - 2. 取締役の報酬限度額は、1993年6月29日開催の第46期定時株主総会において月額20,000千円以内(使用人分給与は含まれない。)と決議いただいております。
  - 3. 監査役の報酬限度額は、1990年6月28日開催の第43期定時株主総会において月額3,000千円 以内と決議いただいております。
  - 4. 合計支給額は社外役員5名の報酬額13,200千円を含んでおります。
  - 5. 2014年6月27日開催の第67期定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、取締役および監査役に対する退職慰労金を打ち切り支給することとし、その支給の時期は対象となる取締役および監査役の退任時とすることを決議いただいております。

#### (ご参考)

#### 取締役および監査役の報酬等の決定方針等

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議による取締役および監査役のそれぞれの報酬総額の限度内において、会社への貢献、職務の内容・重要度および職務遂行の状況ならびに在任年数等を総合的に勘案し、取締役の報酬は社外取締役および社外監査役の出席する取締役会にて決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

# (4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係 該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況
取締役	青木茂男	2018年度の取締役会14回のうち14回に出席し、経営全般の観点から、適宜発言しております。
取締役	河上敏嗣	2018年度の取締役会14回のうち14回に出席し、経営全般の観点から、適宜発言しております。
監査役	藤森一喜	2018年度の取締役会14回のうち14回に出席し、また、2018年度の監査役会14回のうち14回に出席し、税理士の立場から適宜発言しております。
監査役	井 上 晴 孝	2018年度の取締役会14回のうち13回に出席し、また、2018年度の監査役会14回のうち13回に出席し、弁護士の立場から適宜発言しております。
監査役	納谷全一郎	2018年度の取締役会14回のうち14回に出席し、また、2018年度の監査役会14回のうち14回に出席し、弁護士の立場から適宜発言しております。

# 4. 会計監査人に関する事項

- (1) 名 称 永和監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
  - ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額

26,000千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の 利益の合計額

26,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人に対する上記報酬等の額について会計監査人から監査計画 (監査方針、監査体制、監査項目、監査予定時間等)の説明を受けた後、その内容および報酬見積額について前期実績と比較、経理部等関係各部門からの情報、評価等を踏まえ検討した結果として報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
  - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
- (3) 非監査業務の内容

該当はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、当該会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合および公序良俗に反する行為があったとした場合、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合、監査役会規程に則り「会計監査人の解任または不再任」に関する株主総会に付議するための議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人 永和監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任 限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任は、法令の定める額に 限定しております。

# 5. 会社の体制および方針「内部統制システムの構築に関する基本方針」

当社は2015年4月17日の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」について改定を行い、下記のとおり決議いたしました。

主な改定内容は、「関係会社管理規程」、「公益通報者保護規程」などグループとしての体制を強化した項目を追加いたしました。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する ための体制
  - ① 業務運営の基本方針

当社では、以下の経営理念を経営の拠り所とする。

(経営理念)

我が社は、食品加工機器・厨房機器の総合販売会社として、新しい見識と技術をお客様に提供し、共存共栄の理想を実現し、会社の安定と社員の幸福を増進し、社会の繁栄に貢献することを経営の理念とする。

- ② 役員・使用人が、法令・定款違反行為を行いまたは行われようとしていることに気付いたときは、速やかに代表取締役を含めた担当役員、または上司に通報(匿名も可)しなければならないと定める。会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。
- ③ 内部監査部門である監査室が、各部署における業務執行が法令・定款に適合 しているか否かの監査を実施する。

- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ① 株主総会議事録、取締役会議事録、販売戦略会議の議事録は、法令および取締役会規程等に従い作成し、適切に保存・管理するものとし、取締役および監査役は、当該規程に従い、常時閲覧できるものとする。
  - ② 稟議書、契約書、会計帳簿、その他、行政機関ならびに証券取引所に提出した書類、経営および業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達などは、法令および取締役会規程、文書取扱規程により適切に作成、保存・管理し、取締役および監査役は、当該規程に従い、閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 損失の発生を回避するため、業務執行にあたっては、取締役会規程、稟議規程および職務権限規程に定める決裁手続きにより、承認決裁を得た上で、これを行うものとする。
  - ② 損失の発生を回避するため、業務執行にあたっては、販売管理規程に定める 与信管理・リスク管理を実施し関係部署とも協議の上、これを行うものとす る。
  - ③ 監査室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある 業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容および損失の程 度等について直ちに担当役員および担当部署に通報される体制を構築する。
- (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 定例の取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
  - ② 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させる為、取締役および関係者が出席する販売戦略会議を毎月1回以上開催し、業務執行に関する基本事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
  - ③ 販売、管理他提案等に関する情報交換および取締役会への上申事項を判断・協議する為、毎月1回以上取締役を含む部長会を開催する。尚、部長会の協議事項としては、次長会および課長会より部長会に上申された検討事項を含む。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ① 子会社は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告するものとし、子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、関係会社管理規程に基づき、合議のうえ関係書類の提出を求め、検討・協議を行う。
  - ② 子会社の事業運営やリスク管理体制などについては、担当役員が総合的に助言・指導を行う。
  - ③ 監査室は、当社および子会社のリスク情報の有無を監査する。
  - ④ 当社および子会社に損失の危険が発生し、監査室がこれを把握した場合には、 直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社と子会 社に対する影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告される体 制を構築する。
  - ⑤ 当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、 監査室は、子会社の各部署と十分な情報交換を行う。
  - ⑥ 関係会社管理規程に基づき、関係会社に関する業務の円滑化および管理の適正化を図り、円滑なグループ活動と技術、生産、営業、販売等の諸問題につき協調を促進するため、必要のある場合には関係会社会議を開催し、意思の疎通を図る。

- ⑦ 公益通報者保護規程において、子会社の取締役等の行為も通報対象となることや子会社も通報制度を利用できる通報者等に含まれている旨が規定されており、これを周知することにより、グループにおける法令順守・コンプライアンス経営を強化する。
- (6) 監査役会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの 独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ① 監査室は、必要に応じて監査役の職務を補助する。
  - ② 前項の具体的な内容については監査役の意見を聴取し、担当取締役その他の 関係各方面の意見も十分に考慮し必要に応じて監査役の職務を補助すべき使 用人を選定する。
  - ③ 前項に基づいて選定された使用人は、監査役から受けた指示に関して、取締役、監査室長等の指揮命令を受けない。
  - ④ 監査役の職務を補助すべき使用人には、監査役の指示による調査の権限を認め、その者の人事に関する事項の決定には監査役会の同意を得る。
- (7) 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ① 当社および子会社の取締役および使用人は会社に対し、著しい損害をおよぼす恐れのある事実を発見した時は法令に従い直ちに監査役に報告する。
  - ② 当社および子会社の取締役および使用人は、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
  - ③ 監査役は取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、主要な会議に出席するとともに稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める業務が適正に執行されていることを監査する。
  - ④ 公益通報者保護規程に基づき、総務部は内部通報窓口への通報の状況を監査 役に報告する。
  - ⑤ 当社は、公益通報者保護規程に、通報者等が通報等をしたことおよび監査役に報告した者が同報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも被ることがないよう、必要な措置を講ずるとともに、通報者等の職場環境の保全に努める旨を規定している。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ① 監査役の職務を補助する部署の設置に関する件、取締役および使用人が監査 役に報告をするための体制を含め、当社の監査体制と内部統制システムとの 調整を図り、監査体制の実効性を高める。
  - ② 取締役および使用人は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊 重しなければならない。
  - ③ 監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うことを目的とし、必要に応じて法律・会計の専門家その他の外部アドバイザーを会社の費用で活用することができる。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
  - ① 健全な会社経営のため、反社会的勢力との関係を遮断する。
  - ② 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては警察等の外部 専門機関との連携体制を構築し、毅然とした態度を貫きます。

# 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた「内部統制システムの構築に関する基本方針」を整備しております。運用状況は以下のとおりであります。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は14回開催され、重要事項の決定ならびに業務執行状況の監督等が適正に行われ、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は14回、販売戦略会議は12回、部長会は12回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会の監査方針に則り監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長および他の取締役との間での意見交換、会計監査人との意見交換および監査室との意見交換により、情報共有等の連携を図っております。
- ③ 内部監査部門である監査室は、内部監査基本計画に基づき、各部署および子会社における業務執行が法令・定款に適合しているか否かの監査を実施いたしました。

### 7. 株式会社の支配に関する基本方針

#### 1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の 賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同 の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の 者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式 を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、大規模な株式の買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模な株式の買付けの内容について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、これをもって会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針としております。

# 2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人口減少等の構造的変化の進展、ライフスタイルの変化による食生活の一層の多様化、また、先行きが不透明な経済環境などめまぐるしいものがあります。このような経営環境下において、当社では企業価値向上の取り組みとして、外食産業を中心とする業界動向に関する情報収集の強化を図ることにより常に変化していく顧客のニーズに的確に対応し、24時間365日サービス体制といったアフターサービスの更なる向上に取り組むことで、取引先からの信頼を更に強固なものにしていく所存でおります。当社グループは業務用厨房機器発展の一翼を担う企業としての自負を基本に、高付加価値商品の販売・自社商品の販売促進等商品差別化の推進を行ってまいります。また、自社商品を使用して頂

くことによる効率的で安全性の高い作業環境の提案およびお客様のニーズを最優先 に考えた提案セールス・戦略的営業の推進を図り、市場ニーズの多様化にも柔軟に 対応できる積極的な事業展開を行っていく所存であります。今後の課題としては、 更なる単品販売の強化を図っていくなかで、コーヒーマシン・マルチクッカーおよ びスチーム&コンベクションオーブン等競争力のある商品を重点的に拡販するとと もに、ホテル・病院・福祉施設・加工場等の大型施設への積極的な営業活動、24時 間365日サービス体制の一層の充実を目指してまいります。また、当社では Potential Customer (潜在的な力を持ったお客様)、Previous Customer (以前のお 客様)への営業をPC営業と称した既存顧客の掘り起こし・独自の顧客リストを用い た戦略的な営業活動等、こうしたお客様への営業基盤の強化も図っております。さ らに、当社では「物を売るのは人である」の観点に立ち、人材教育についても積極 的に行っております。埼玉県日高市に所有する150名収容の会議室、40名収容の宿泊 設備、150平方メートルのテストキッチン等を備えた研修施設において社員研修を行 っております。研修施設においては、社員研修だけでなくお客様へのセミナーの場 としてフルに活用し、受注に結びつくなどの効果も得ております。不動産賃貸事業 においては、優良な入居者を確保することにより、安定的な収益の確保に努めてま いります。当社はこれらの施策により、安定した業績の確保と健全な財務体質を構 築し、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益の確保・向上に取り組んでま いります。

# 3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および 事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、企業価値・株主共同の利益の保護および株主の皆様に大規模な買付けに応じるか否かを適切に判断して頂く時間を確保することを目的として、大規模な買付けに関するルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、特定株主グループの議決権割合を20%以上とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為(いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、以下、当該買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。当社取締役会が設定する大規模買付ルールにおいては、①大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというもので、その概要は以下のとおりです。

# (1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、大規模買付ルールに従う旨の誓約および意向表明書をご提出いただきます。

# (2) 大規模買付者からの情報の提供

当社取締役会は、上記(1)の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して当初提供いただくべき、株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

# (3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみ

とする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)又は90日間(その他の大規模買付行為の場合)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)とします。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。当社取締役会は、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

#### (4) 独立委員会の設置

本プランにおいて、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かおよび対抗措置をとるか否か等の検討および判断については、その客観性、公正さおよび合理性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置しております。当社取締役会は上記の判断を行うにあたりかかる独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は諮問を受けた事項について当社取締役会に対して勧告することとします。

# (5) 大規模買付行為がなされた場合の対応

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付 行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値・株主共同の利 益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は企業価 値および株主共同の利益の確保・向上を目的として、例外的に新株予約権の無 償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を取ること があります。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、外部専門家等の意見も参考にして当社取締役会が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

- 4. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の 利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないことについて
  - (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める 三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の 原則、必要性・相当性の原則)を充足しています。また、本プランは、経済産業 省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論も踏まえたものです。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもっていること

本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能にするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもったものです。

(3) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買付である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するために独立委員会の勧告を経るなどの仕組みを確保しているものといえます。

(4) 当社取締役の任期は1年であること

当社は、2010年6月29日開催の定時株主総会において、当社取締役の任期を従来の2年から1年に短縮いたしました。従って、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社取締役の選任を通じても、本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となっております。

(5) 株主意思を重視するものであること

当社は、2016年6月29日開催の定時株主総会における、株主の皆様のご承認に 基づき、本プランを更新いたしました。

本プランは、有効期間を2016年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとするいわゆるサンセット条項が付されております。また、本プランの有効期間の前であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長および内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

(6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により 廃止することができるものであり、当社株式を大量に買付けた者が、当社株主総 会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃 止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締 役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)で はありません。 また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プラ ンは、スローハンド型買収防衛策(取締役の構成員の交替を一度に行うことがで きないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

# 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

科目	金 額	科目	金額
資 産 の	部	負 債 の	部
流 動 資 産	9, 193, 033	流動負債	6, 939, 424
現金及び預金	4, 455, 172	支払手形及び買掛金	4, 229, 989
受取手形及び売掛金	3, 205, 764	短 期 借 入 金	2, 119, 000
商品	1, 365, 309	未 払 法 人 税 等	79, 976
製品	2, 827	賞 与 引 当 金	114, 627
仕 掛 品	11, 311	そ の 他	395, 831
原材料及び貯蔵品	57, 327	固 定 負 債	1, 233, 578
そ の 他	123, 720	退職給付に係る負債	952, 353
貸倒引当金	△28, 400	役員退職慰労引当金	262, 716
固 定 資 産	8, 034, 893	そ の 他	18, 508
有 形 固 定 資 産	5, 388, 601	負 債 合 計	8, 173, 002
建物及び構築物	2, 300, 173	純 資 産 の	部
機械装置及び運搬具	131, 621	株 主 資 本	8, 242, 737
土 地	2, 776, 815	資 本 金	3, 235, 546
そ の 他	162, 945	資 本 剰 余 金	2, 965, 130
建設仮勘定	17, 046	利 益 剰 余 金	2, 984, 324
無形固定資産	102, 773	自 己 株 式	△942, 264
ソフトウェア	50, 115	その他の包括利益累計額	812, 187
そ の 他	52, 658	その他有価証券評価差額金	786, 001
投資その他の資産	2, 543, 518	退職給付に係る調整累計額	26, 185
投 資 有 価 証 券	2, 024, 137		
破産更生債権等	143, 201		
長期貸付金	6, 994		
長 期 預 金	100, 000		
繰 延 税 金 資 産	147, 589		
そ の 他	250, 146		
貸倒引当金	△128, 551	純 資 産 合 計	9, 054, 924
資 産 合 計	17, 227, 926	負 債 純 資 産 合 計	17, 227, 926

# 連結損益計算書

(2018年4月1日から) (2019年3月31日まで)

		科		F	1		金	額
売			上		ī	高		17, 194, 734
売		L	Ξ.	原	ſ	<b></b>		13, 022, 071
	売	-	Ŀ	総	利	益		4, 172, 663
販	売	費 万	え び・	一 般 管	理	費		3, 843, 349
	営		業	利		益		329, 314
営		業	外	収	ž	益		
	受		取	利		息	173	
	受	I	取	配	当	金	36, 241	
	受		取	家		賃	9, 635	
	為		替	差		益	3, 932	
	受	I	<b></b>	保	険	金	8, 394	
	そ			0)		他	9, 946	68, 322
営		業	外	費	F	Ħ		
	支		払	利		息	11, 213	11, 213
	経		常	利		益		386, 424
特		另	IJ	利	Ž	益		
	投	資 7	有 価	証 券	売 却	益	49, 578	49, 578
特		另	IJ	損	4	ŧ		
	固	定	資	産 売	却	損	32, 470	
	固	定	資	産 除	却	損	2, 530	
	会	員	権	売	却	損	228	
	減		損	損		失	25, 179	
	訴	Ē	<b></b>	和	解	金	10,000	70, 409
税	金	等調	整前	当 期 紅		<b>±</b>		365, 593
法	人	税、自				<b></b>	185, 546	
法		人				頂	13, 174	198, 721
当		期	純	利		<u></u>		166, 871
				する当期	純利益	益		_
親	会 社	t 株 主	に帰属	する当期	純利益	益		166, 871

# 連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から) (2019年3月31日まで)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3, 235, 546	2, 965, 130	2, 910, 406	△942, 238	8, 168, 845
誤謬の訂正による累積的影響額					
遡及処理後当期首残高	3, 235, 546	2, 965, 130	2, 910, 406	△942, 238	8, 168, 845
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△92, 954		△92, 954
親会社株主に帰属する当期純利益			166, 871		166, 871
自己株式の取得				△25	△25
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		_	73, 917	△25	73, 891
当 期 末 残 高	3, 235, 546	2, 965, 130	2, 984, 324	△942, 264	8, 242, 737

	その他有価証券評価差額金	包括利 退職給付に係る調整累計額	益 累 計 額 その他の包括利益累計額合計	純資産合計
当 期 首 残 高	1, 025, 019	△6, 031	1, 018, 988	9, 187, 833
誤謬の訂正による累積的影響額		12, 062	12, 062	12, 062
遡及処理後当期首残高	1, 025, 019	6, 031	1, 031, 050	9, 199, 896
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△92, 954
親会社株主に帰属する当期純利益				166, 871
自己株式の取得				△25
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	△239, 017	20, 154	△218, 863	△218, 863
連結会計年度中の変動額合計	△239, 017	20, 154	△218, 863	△144, 972
当 期 末 残 高	786, 001	26, 185	812, 187	9, 054, 924

#### 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

① 連結子会社の数

3 社

② 連結子会社の名称

株式会社北沢キープサービス

エース工業株式会社

サンベイク株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

- 4. 会計方針に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法を採用しております。

③ たな制資産

商品

個別法による原価法

製品及び仕掛品

売価還元法による原価法

原材料及び貯蔵品

最終什入原価法

たな卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法によっております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10~50年

機械装置及び運搬具 4~7年

なお、取得価額が100千円以上200千円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

② 無形固定資産 定

定額法

ただし、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における見込利 用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ 長期前払費用 定額法

- (3) 重要な引当金の計上基準
  - ① 貸 倒 引 当 金 債権の貸倒による損失に備えるため、当社は一般債権については貸倒実 績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を 検討し、回収不能見込額を計上しております。

また、連結子会社は、一般債権については貸倒実績率または税法上の規定に基づく法定繰入率により、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞 与 引 当 金 従業員の賞与支給にあてるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年 度の負担額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金 当社は役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程(内規)に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
  - ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の 年数 (1年) による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、それぞれ発生の翌連結会計年度に費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、 退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用い た簡便法を適用しております。

- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
  - ① ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② 据付工事を含む販売契約に係る収益の計上基準

当連結会計年度に着手した据付工事を含む販売契約のうち、納品開始から90日以上で、進捗部分について成果の確実性が認められる販売契約については工事進行基準(販売の原価比例法)を、その他の据付工事を含む販売契約については検収基準を適用しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により、円貨に換算 し、為替差額は損益として処理しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要事項 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

#### (表示方法の変更に関する注記)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日) に伴う会社計算規則の改正(平成30年法務省令第5号 平成30年3月26日) を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

#### (誤謬の訂正に関する注記)

1. 誤謬の内容

前連結会計年度の退職給付費用関係に係る会計処理並びに連結修正仕訳に係る誤謬を訂正いたしました。

2. 当連結会計年度の期首における純資産に対する影響額 影響額については、「連結株主資本等変動計算書」の「誤謬の訂正による累積的影響額」に記載しております。

#### (連結貸借対昭表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

4,911,489千円

2. 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度限度額及び貸出コミットメントの総額

3,600,000千円

借入実行残高

2,100,000千円

差引額

1,500,000千円

3. 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日手形が、連結会計年度 末残高に含まれております。

受取手形

48,680千円

#### (連結捐益計算書に関する注記)

#### 1. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途		場所	種類	減損損失計上額
事業用資	産 広	島県中区	土地・建物	16,563千円
事業用資	産 香川	県高松市	土地	8,616千円

当社グループは、業務用厨房関連事業については管理会計上の区分を基礎として各地域ブロックを、不動産賃貸事業用資産及び遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

事業用資産については、当連結会計年度において、収益性が低下したことにより回収可能性価額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しました。

なお、事業用資産の回収可能価額は正味売却価額により測定算定しております。

#### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 連結会計年度末日における発行済株式の数

普诵株式

23,818,257株

2. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2018年6月28日定時株主総会		92,954千円	5 円	2018年3月31日	2018年6月29日

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	92,954千円	5円	2019年3月31日	2019年6月28日

#### (金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループでは、資金運用については短期的な預金を基本とし、一時的な余資が生じた場合は安全性の高い金融資産で運用しております。また、運転資金は銀行借入にて調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って取引先ごとに期日及び残高の管理を行い、主な取引先の信用状況は定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は全て株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握をしております。また、デリバティブは外貨建資産、負債に係る為替相場の変動リスクを回避する目的のみで行うものとしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4, 455, 172	4, 455, 172	_
(2) 受取手形及び売掛金	3, 205, 764	3, 205, 764	_
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	2, 022, 626	2, 022, 626	_
(4) 長期預金	100, 000	100, 503	503
資産計	9, 783, 563	9, 784, 067	503
(1) 支払手形及び買掛金	4, 229, 989	4, 229, 989	_
(2) 短期借入金	2, 119, 000	2, 119, 000	_
負債計	6, 348, 989	6, 348, 989	_

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金
  - これらは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期預金

これらの時価については、元利金の受取見込み額を、新規に同様の預入を行った場合に想定される預金金利で割り引いて算定する方法によっております。

#### 負 債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,511

上記については、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

#### (賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸マンション(土地含む。)を所有しております。2019年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は216,799千円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上)であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:千円)

連結貸借対照表計上額	時価
2, 526, 314	4, 259, 784

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
  - 2. 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

#### (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

487円 06銭

2. 1株当たり当期純利益

8円 98銭

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

	和	+	目		金	額		禾	¥		目		金	額
		資	産	の	部				負	į	債	の	部	
流	動	資	産			8, 853, 441	流	動	負	債	į			6, 933, 533
	現	金及	をびき	預 金		4, 204, 737		支	払	١	手	形		2, 817, 163
	受	取	手	形		510, 442		買		掛		金		1, 495, 282
	売		掛	金		2, 667, 601		短	期	借	入	金		2, 100, 000
	商			品		1, 314, 994		未		払		金		123, 704
	短	期	貸付	金		160		未	払	4	費	用		27, 999
	前		払	金		33, 382		未	払	法	人 税	等		77, 125
	前	払	費	用		49, 763		未	払	消	費税	等		88, 114
	そ		$\mathcal{O}$	他		100, 760		前		受		金		67, 351
	貸	倒	引 当	金		△28, 400		預		ŋ		金		42, 536
固	定	資	産			8, 155, 581		前	受		収	益		8, 495
1	有 形	固 定	資 産			5, 311, 249		賞	与	引		金		84, 300
	建			物		2, 281, 326		設		係 :	支払手	- 形		1, 461
	構		築	物		16, 859	固	定	負	債				1, 221, 438
	機	械	装	置		214			職給					941, 830
	車	両	運 搬	具		58, 849		役員	員退罪	哉 慰	労引旨	当金		258, 700
	工	具 器	品 具 化	備 品		160, 137		長	期預	<b>(</b> 9	保 証	金		20, 703
	土			地		2, 776, 815		長			受 収	益		205
	建	設	仮 甚	定		17, 046	負		債		合	計		8, 154, 971
#	無 形	固定				100, 989			糾		資 産	の	部	
	借		地	権		31, 555	株	主	資	本				8, 068, 049
	電	話	加入			19, 233	道		本		金			3, 235, 546
	ソ	フト	、 ウ :	エア		49, 835	道	至 本			金			2, 965, 130
	そ		0)	他		365		資	本	準	2114	金		2, 964, 867
扌		の他の				2, 743, 342		-			本 剰 弁	金		263
	投	資 有		証 券		2, 024, 137	禾	引 益			金			2, 809, 636
	関	係 会		朱 式		173, 001		そし			益剰分			2, 809, 636
		産 更		権等		143, 201			: 地)		宿積立			54, 931
	長	期前		費用		2, 037		葅			宿積立			4, 090
	会		員	権		1, 300					縮積式			93
	長	期	貸付			6, 994		縛			益剰 余	金		2, 750, 519
	長	期	預	金.		100,000	É		己 🕏	-	式			△942, 264
	繰	延移		資 産		149, 479	評値		算差					786, 001
	IJ	ース		資 産		83, 662		そ	の他有	価証	券評価差	額金		786, 001
	そ		0)	他		188, 079								
	貸	倒	引 当			$\triangle 128,551$	純			産	合	計		8, 854, 050
資		産	合	計		17, 009, 022	負	債	純	資 .	産 合	計		17, 009, 022

# 損益計算書

(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

		乖	4				目			金	額
売				上				高			17, 155, 678
売			上			原		価			13, 175, 510
	売		上		総		利		益		3, 980, 168
販	売	費	及	び	- :	般	<b>管</b> 理	費			3, 657, 731
	営			業		利	J		益		322, 436
営		業		外		収		益			
	受			取		利	J		息	334	
	受		取		配		当		金	39, 181	
	受			取		家	ξ.		賃	9, 635	
	受		取		手		数		料	899	
	受		取		賃		貸		料	8, 350	
	為			替		差	Ē		益	3, 932	
	そ				0)				他	8, 371	70, 705
営		業		外		費		用			
	支			払		利	J		息	10, 857	10, 857
	経			常		利	J		益		382, 284
特			別			利		益			
	投	資	有	価	証	券	売	却	益	49, 578	49, 578
特			別			損		失			
	固	定		資	産	売	Ē	却	損	32, 470	
	固	定		資	産	除	Š	却	損	1, 451	
	会	ļ	į	権		売	去	[]	損	228	
	減			損		損			失	25, 179	
	訴		訟		和		解		金	10, 000	69, 330
税	弓	前	j	当	期	純	利	益			362, 533
法	人	税、	住	民 移	2 及	び	事	業 税		175, 400	
法		人	税	等		調	整	額		16, 596	191, 996
当		期		純		利		益			170, 536

# 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から) (2019年3月31日まで)

		杉	未 主	資	*			
		ě	資本剰余金	È	利益乗	利益剰余金		
	資本金	資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	3, 235, 546	2, 964, 867	263	2, 965, 130	2, 732, 053	2, 732, 053		
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△92, 954	△92, 954		
当 期 純 利 益					170, 536	170, 536		
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	_			_	77, 582	77, 582		
当 期 末 残 高	3, 235, 546	2, 964, 867	263	2, 965, 130	2, 809, 636	2, 809, 636		

	株 主	資 本	評価・換算差額等	/ la Vies - la 0 - 1
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	純資産合計
当 期 首 残 高	△942, 238	7, 990, 492	1, 025, 019	9, 015, 512
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△92, 954		△92, 954
当 期 純 利 益		170, 536		170, 536
自己株式の取得	△25	△25		△25
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			△239, 017	△239, 017
事業年度中の変動額合計	△25	77, 556	△239, 017	△161, 461
当 期 末 残 高	△942, 264	8, 068, 049	786, 001	8, 854, 050

# (注) その他利益剰余金の内訳

					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	合計
当	期	首	残	高	59, 565	2, 672, 488	2, 732, 053
事業	年度	中の	変重	物額			
剰	余金	金の	配	当		△92, 954	△92, 954
当	期	純	利	益		170, 536	170, 536
固定	它資産圧	縮積	立金の	取崩	△449	449	_
事業	年度中	の変	動額	什合	△449	78, 031	77, 582
当	期	末	残	高	59, 116	2, 750, 519	2, 809, 636

#### 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法

その他有価証券

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法によ 時価のあるもの り処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

時価法を採用しております。 (2)デリバティブ

(3) たな卸資産 商

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) によって 品 おります。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並 びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物について は、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 10~50年

能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

車両運搬具 4~7年

なお、取得価額が100千円以上200千円未満の少額減価償却資産について は、3年で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法 ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可

- (3) 長期前払費用
  - 定額法
- 3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金

**債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に** より、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討 し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金

従業員の賞与支給にあてるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の 負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及 び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末ま での期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によってお ります。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の 一定の年数(1年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、それぞれ発生の翌事業年度に費用処理する こととしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程(内規)に 基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

- 4. 重要な収益及び費用の計上基準
  - ① ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準 リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
  - ② 据付工事を含む販売契約に係る収益の計上基準

当事業年度に着手した据付工事を含む販売契約のうち、納品開始から90日以上で、進捗部分について成果の確実性が認められる販売契約については工事進行基準(販売の原価比例法)を、その他の据付工事を含む販売契約については検収基準を適用しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により、円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う会社計算規則の改正(平成30年法務省令第5号 平成30年3月26日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

#### (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

4,637,621千円

2. 関係会社に対する短期金銭債権

80,236千円 155,064千円

畑 短期金銭債務ル 長期金銭債務

2,400千円

3. 当社におきましては、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度限度額及び貸出コミットメントの総額

3,600,000千円

借入実行残高

2,100,000千円

差引額

1,500,000千円

- 4. 株式会社北沢キープサービスの金融機関からの借入金19,000千円に対し、保証予約を行っております。
- 5. 会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 当会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の会計年度末日手形が、会計年度末残高に 含まれております。

受取手形

48,680千円

は訴訟の帰趨によっては、当社の連結業績に影響を与える可能性がありますが、現時点ではその 影響を合理的に見積もることが困難であり、裁判において当社の考えを適切に主張していく方針で あります。

#### (損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

売上高

210,228千円

仕入高

1,369,487千円

営業取引以外の取引高

受取賃貸料等

8.353千円

支払手数料

7,357千円

2. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

32,054千円

#### (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数 普通株式 5,227,431株

### (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産 當与引当金 25.812千円 未払事業税 8,726千円 貸倒引当金 48,059千円 退職給付引当金 288,451千円 役員退職慰労引当金 79,213千円 商品評価指 29.292千円 投資有価証券評価損 86,412千円 有形固定資産減損損失 115,812千円 28,385千円 会員権評価損 その他有価証券評価差額金 18,635千円 その他 6,536千円 繰延税金資産小計 735,338千円 評価性引当額 230,634千円 繰延税金資産合計 504,704千円 繰延税金負債 固定資産圧縮積立金 26,090千円 その他有価証券評価差額金 329, 135千円 繰延税金負債合計 355,225千円 繰延税金資産の純額 149,479千円

#### (関連当事者取引に関する注記)

属性	会社名	議決権等の 所有割合	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	㈱北沢キープサービス	100%	売上高	183, 067	売掛金	21, 184
			仕入高	540, 326	未収金	57, 985
子会社			受取賃貸料	8, 350	買掛金	56, 393
			支払手数料	7, 357		
			保証予約	19,000		
	エース工業㈱	100%	売上高	27, 040	売掛金	458
子会社			仕入高	542, 226	未収金	607
			営業取引以外の 取引高	2	買掛金	59, 733
					前受金	687
					長期預り保証金	2, 400
子会社	サンベイク㈱	100%	売上高	121	買掛金	24, 270
	9 2 · ~ 1 2 (M)		仕入高	286, 934	支払手形	13, 979

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 価格その他の取引条件は、市場価格を勘案して価格交渉の上で決定しております。 2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

### (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

2. 1株当たり当期純利益

476円 26銭 9円 17銭

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

# 独立監査人の監査報告書

2019年5月25日

北沢産業株式会社

取締役会御中

# 永和監査法人

代表社員  $_{\pm 884}$  行計員  $_{\pm 884}$  行計員  $_{\pm 884}$  行計員  $_{\pm 884}$  行計員  $_{\pm 884}$  行制  $_{\pm$ 

業務執行社員 公認会計士 芦澤 宗孝 即

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北沢産業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、北沢産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

2019年5月25日

北沢產業株式会社

取締役会 御中

# 永和監査法人

一代表社員 公認会計士荒川 栄一 ⑩

業務執行社員 公認会計士 苫 濹 宗 孝 即

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北沢産業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその 附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と 認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附 属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定 し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその随用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について 報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所 において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締 役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組 みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加 えました。
    - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているもの と認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する 基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法 施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共 同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでは ないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人永和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人永和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月27日

北沢産業株式会社 監査役会 常勤監査役 杉 浦 英 助 飽 監 査 役 藤 森 一 喜 飽 監 査 役 井 上 晴 孝 即 監 査 役 納 谷 全一郎 ⑩

(注) 監査役藤森一喜、井上晴孝、納谷全一郎は、会社法第2条第16号および第335条第3項に 定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

#### 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当は、安定配当を基調としつつ、今後の事業展開、経営体質の充実強化に努める一方で、株主の皆様への日頃のご支援にお応えすべく、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金5円 総額 92,954,130円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日 2019年6月28日

# 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員(8名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、 取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
1	起	1969年4月 当社入社 1990年6月 同 取締役業務部長 1992年10月 同 常務取締役 2001年4月 同 専務取締役 2002年6月 同 代表取締役社長 2005年3月 同 取締役株式会社北沢キープサービス担当 2005年4月 同 代表取締役社長 2009年12月 同 代表取締役社長 営業戦略本部担当兼コーヒーマシン販売促進部担当 2011年4月 同 代表取締役社長 2019年4月 同 代表取締役社長 2019年4月 同 代表取締役社長 2019年4月 同 代表取締役会長(現任) 【取締役候補者とした理由】 入社以来、技術部門、輸入商品を取り扱う海外部門、販売部門まで幅広い事業に従事し、その経験に基づき当社の代表取締役社長として、当社グループの経営を牽引しておりました。現在は代表取締役会長として、経営における重要事項の決定など、企業価値向上、ガバナンス強化に努めており、今後においても貢献が見込まれることから引き続き取締役候補者としたものであります。	139, 533株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
2	** が ** * * * * * * * * * * * * * * * *	1981年4月 当社入社 2005年4月 同 購買部長 2007年4月 同 九州ブロック長 2008年10月 同 購買部長兼海外部長 2011年6月 同 執行役員購買部長兼海外部長 2014年6月 同 取締役東日本営業本部長 2016年4月 同 取締役購買部長 2019年4月 同 代表取締役社長(現任) 【取締役候補者とした理由】 入社以来、購買部門、輸入商品を取り扱う海外部門、販売部門の幅広い業務に従事し、ブロックを統括する役職の経験も有しております。その経験に基づき、現在は当社の代表取締役社長として、当社グループの経営を牽引し、経営における重要事項の決定など企業価値向上を図るために適切な役割を果たしており、今後においても貢献が見込まれることから引き続き取締役候補者としたものであります。	. 27, 660株
3	着 并 保太郎 (1946年11月5日)	1973年4月 当社入社 2005年6月 同 取締役プロジェクトグループ長 2005年10月 同 取締役プロジェクトグループ長兼購買 部担当 2007年10月 同 取締役プロジェクトグループ長兼購買 部長 2008年10月 同 取締役プロジェクトグループ長兼購買 部長 2011年4月 同 取締役プロジェクトグループ長 2011年6月 同 取締役プロジェクトグループ長兼建装 部長 2011年6月 同 取締役本社営業本部長兼プロジェクトグループ長兼建装部長 2015年4月 同 常務取締役本社営業本部長兼プロジェクトグループ長兼建装部長 2015年4月 同 常務取締役本社営業本部長(現任) 【取締役候補者とした理由】 入社以来、販売部門、購買部門、家庭用キッチンを取り扱う部門に従事し、大型の案件に対する営業活動の豊富な経験を有しております。その経験に基づき現在は当社の常務取締役として、当社グループの経営を牽引し、経営における重要事項の決定など企業価値向上を図るために適切な役割を果たしており、今後においても貢献が見込まれることから引き続き取締役候補者としたものであります。	41,846株

候補者番 号		略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
4	石 塚 洋 (1954年3月1日)	1977年4月株式会社北陸銀行入行 2005年7月当社(出向受入)、管理本部経理部長 2006年6月同 入社、取締役管理本部経理部長 2009年12月同 取締役管理本部長(現任) 【取締役候補者とした理由】 前職の銀行での豊富な経験を有し、入社以来、経理部門他、管理部門の業務に従事しております。その経験に基づき現在は当社の取締役として、当社グループの経営を牽引し、経営における重要事項の決定など企業価値向上を図るために適切な役割を果たしており、今後においても貢献が見込まれることから引き続き取締役候補者としたものであります。	49, 636株
5	小 当 栄 樹 (1957年1月2日)	1979年4月 当社入社 1995年9月 同 札幌支店長 1996年7月 同 北海道ブロック長 2004年4月 同 執行役員 北海道ブロック長 2011年4月 同 執行役員 営業戦略本部長兼コーヒーマシン販売促進部長兼キッチンコンサルタント室長 2011年6月 同 取締役営業戦略本部長兼コーヒーマシン販売促進部長兼キッチンコンサルタント室長 2013年4月 同 取締役営業戦略本部長兼キッチンコンサルタント室長 2019年4月 同 取締役営業戦略本部長兼キッチンコンサルタント室長 2019年4月 同 取締役購買部長(現任) 【取締役候補者とした理由】 入社以来、販売部門の業務に従事し、ブロックを統括する役職の経験、営業を統括する部署およびキッチンコンサルタントを行う部署の業務の経験、購買部門の業務に従事しております。その経験に基づき、現在は当社の取締役として、当社グループの経営を牽引し、経営における重要事項の決定など企業価値向上を図るために適切な役割を果たしており、今後においても貢献が見込まれることから引き続き取締役候補者としたものであります。	40, 546株

候補者番 号		略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
6	神 笛 浩 德 (1960年4月11日)	1985年4月 当社入社 2001年7月 同 営業本部第三営業部長 2007年10月 同 松本支店長 2010年4月 同 大阪支店長兼神戸出張所長 2014年6月 同 取締役西日本営業本部長 2016年4月 同 取締役恵北・関東ブロック担当 2019年4月 同 取締役営業戦略本部長兼キッチンコンサルタント室長(現任) 【取締役候補者とした理由】 入社以来、販売部門に従事し、本社での部長職、ブロックを統括する役職等での幅広い営業活動の経験を有し、営業を統括する部署およびキッチンコンサルタントを行う部署の業務に従事しております。現在は当社の取締役として、当社グループの経営を牽引し、経営における重要事項の決定など企業価値向上を図るために適切な役割を果たしており、今後においても貢献が見込まれることから引き続き取締役候補者としたものであります。	- 30, 388株
7	** * 茂 男 (1942年3月3日)	1965年4月日本生命保険相互会社入社 1969年6月公認会計士登録 1985年4月国際商科大学(現東京国際大学)商学部教授 2000年12月同大学副学長 2005年4月青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授 2010年7月財団法人(現公益財団法人)金子国際文化交流財団理事長(現任) 2011年4月茨城キリスト教大学経営学部長 2014年7月一般財団法人会計教育研修機構監事(現任) 2015年7月茨城キリスト教大学名誉教授(現任) 2016年4月千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科客員教授(現任) 2016年6月当社取締役(現任) 【社外取締役候補者とした理由】過去に取締役として会社経営に直接関与した経験はありませんが、大学教授、財団法人の理事長および監事としての豊富な経験と公認会計士としての財務および会計に関する幅広い知見を有しており、当社の社外取締役として、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向けての適切な役割を担っていただけることが見込まれることから、引き続き取締役候補者としたものであります。	3, 945株

候補者	氏 名	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社
番 号	(生年月日)		の株式の数
8	かか かみ を取 でく 河 上 敏 嗣 (1950年8月16日)	1973年4月 株式会社北陸銀行入行 1994年1月 同行 東神奈川支店長 1997年6月 同行 検査部資産監査室長 2000年6月 同行 検査部長 2001年6月 同行 融資第一部長 2003年6月 同行 常任監査役 2004年6月 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ 常勤監査役 2009年6月 佐藤工業株式会社顧問 2009年9月 同社 取締役常務執行役員 2012年9月 同社 取締役専務執行役員 2014年6月 株式会社東京富山会館代表取締役社長(現任) 2015年9月 佐藤工業株式会社常勤顧問 2016年6月 当社取締役(現任) 【社外取締役候補者とした理由】 上場会社における豊富な役職経験と幅広い見識をもとに、当社の社外取締役として、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向けての適切な役割を担っていただけることが見込まれることから、引き続き取締役候補者としたものであります。	3, 945株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 社外取締役候補者の独立性について

青木茂男氏、河上敏嗣氏の両名は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

なお、青木茂男氏の当社社外取締役の就任期間は本総会終結の時をもって3年、河上敏嗣氏の当社社外取締役就任期間は本総会の終結の時をもって3年となります。

当社は、青木茂男氏、河上敏嗣氏の両名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両名の選任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出を行う予定です。

3. 当社と社外取締役は会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

本議案が承認された場合、当社と青木茂男氏、河上敏嗣氏の両名との間において同内容 の責任限定契約を継続する予定であります。

# 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役杉浦英助氏、藤森一喜氏、井上晴孝氏の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
1	※ <sub>かい はら がん じ</sub> 相 原 貫 二 (1945年3月30日)	1969年4月 石川島播磨重工業株式会社入社 1980年10月 石川島汎用機サービス株式会社出向 1993年7月 同 名古屋事業所副所長 1999年12月 同 福岡事業所所長 2005年7月 同 理事 2007年7月 当社顧問(現任) 【監査役候補者とした理由】 前職より当社を熟知し、当社顧問としての豊富な知識 や経験があります。また、相応の理事管理者経験もあ り、当社の監査機能の強化と透明性の確保に向けて適切 な役割を担っていただけることが見込まれることから監 査役候補者としたものであります。	4,000株
2	藤 森 一 喜 (1941年2月24日)	1959年6月 世田谷区役所 採用 1963年7月 藤森会計事務所 入所 1978年3月 税理士登録 1978年3月 藤森一喜税理士事務所 開設 (現任) 1991年8月 藤森会計事務所 承継 2007年6月 当社監査役 (現任) 【社外監査役候補者とした理由】 税理士としての専門的な知識、経験等を当社の経営に 生かしていただき、監査機能の強化と透明性の確保に向けて適切な役割を担っていただけることが見込まれることから引き続き監査役候補者としたものであります。	0株

候補者	氏 名	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社
番 号	(生年月日)		の株式の数
3	井 上 晴 孝 (1952年4月7日)	1978年9月 株式会社辰巳法律研究所 入所 1982年7月 同 退所 1985年4月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 浅見東司法律事務所入所 1988年4月 井上晴孝法律事務所開設 2007年6月 当社監査役(現任) 2018年7月 井上・桜井法律事務所に改称(現任) 【社外監査役候補者とした理由】 弁護士としての企業経営を統治する充分な見識および企業法務の経験を当社の経営に生かしていただき、監査機能の強化と透明性の確保に向けて適切な役割を担っていただけることが見込まれることから引き続き監査役候補者としたものであります。	0株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. ※は、新任の監査役候補者であります。

て12年となります。

- 3. 藤森一喜氏、井上晴孝氏の2名は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
- 4. 監査役候補者井上晴孝氏につきましては、東京証券取引所に対し独立役員として届け出 ております。
- 5. 社外監査役候補者の選任理由および独立性について 藤森一喜氏につきましては、税理士としての専門的な知識、経験等を当社の経営に生か していただきたいため、監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の 当社社外監査役就任期間は、本株主総会終結の時をもって12年となります。 井上晴孝氏につきましては、弁護士としての企業経営を統治する充分な見識および企業 法務の経験を当社の経営に生かしていただきたいため、監査役として選任をお願いする ものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本株主総会終結の時をもっ
- 6. 当社と各社外監査役は会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結 しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額とし ております。
  - なお、社外監査役候補者の藤森一喜氏および井上晴孝氏が再任された場合は、同内容の 責任限定契約を継続する予定であります。
- 7. 本議案が承認された場合、相原貫二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。 なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

## 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の更新 の件

当社は、2016年6月29日開催の当社第69期定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」(以下「現行プラン」といいます。)の更新について株主の皆様にご承認いただきました。現行プランの有効期間は、上記第69期定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされておりますので、2019年6月27日開催の当社第72期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の終結の時までとなります。当社は、更新後の買収防衛策に関する動向を踏まえ、2019年5月17日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、更新することを決議いたしました(以下更新後の対応方針を「本プラン」といいます。)。また、本プランの内容については、現行プランから実質的な変更点はありません。

本プランを決定した当社取締役会には社外取締役2名を含む当社の取締役 全員および社外監査役3名を含む当社の監査役全員が出席し、いずれも本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する 旨の意見を述べております。

また、本プランの導入について、現行プランの独立委員会による全員一致 の承認を得ております。

## I 会社の支配に関する基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、大規模な株式の買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模な株式の買付けの内容について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。本プランは、その様な中で当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損すると見られる大規模な買付行為が行われた場合に備え適正な措置を講じるためのものであります。

## Ⅱ 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

#### 1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、1951年に日本黒耀石工業株式会社として創業して以来、食品加工機器・厨房機器の総合販売会社として、新しい見識と技術をお客様に提供し、共存共栄の理想を実現し、会社の安定と社員の幸福を増進し、社会の繁栄に貢献することを経営の理念として事業展開をしてまいりました。また、当社では経営理念を実行するために「和」を社是とし、①顧客の立場で考え行動し、顧客の期待以上の事をする、②利益の追求は目的ではなく、成功するための手段である、③誠実で正直に行動する、④「今こそ改善すべき」「今」は常に「今」であり終わることはない、⑤自己の存在価値を認識し、その価値向上に努める、の5つを「行動規範」としております。また、当社は上記の主力事業以外にも、安定した収益を確保するために、不動産の賃貸事業も行っております。

当社は、フライヤーやスーパーケトルといった自社ブランドの商品およびコーヒーマシンやマルチクッカーなどの世界の優れた商品をお客様にご提供することだけでなく、顧客に対するキッチンコーディネイト、厨房レイアウトの設計や施工、アフターサービス、ファニチャー販売といったあらゆる面からのトータルサポートときめ細かい対応を行なうため、全国53ヵ所に産き、営業所・出張所網を展開しております。こうして、当社は機器の生産と販売を通じてお客様に「利便性」、「経済性」、「安全性」を提供する事はもとより、機器機能のソフト面に関してもお客様の満足度向上を図るべく専門とより、機器機能のソフト面に関してもお客様の満足度向上を図るべく専門しており、機器機能のソフト面に関してもお客様の満足度向上を図るべく専門してもり、機器機能のソフト面に関してもお客様の満足度向上を図るべく専門とより、機器機能のソフト面に関してもお客様の満足度向上を図るべく専門とより、機器機能のソフト面に関してもお客様の満足度向上を図るべく専門とより、機器機能のソフト面に関してもお客様の満足度向上を図るべく専門との取引先と信頼関係を築き上げてまいりましてテストキッチンを設置していまり組みにより、外食産業を中心とする多くの取引先と信頼関係を築き上げてまいりました。また、不動産賃貸事といては、全国の主要都市に賃貸マンションを保有しており当社の安定収益源として寄与しております。これらの当社が長年にわたって築き上げてきた信用こそが当社の企業価値の源泉であると考えております。

#### 2. 企業価値向上のための取り組み

当社を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人口減少等の構造的変化の進展、 ライフスタイルの変化による食生活の一層の多様化、また、先行きが不透明 な経済環境などめまぐるしいものがあります。このような経営環境下におい て、当社では企業価値向上の取り組みとして、外食産業を中心とする業界動 向に関する情報収集の強化を図ることにより常に変化していく顧客のニーズ に的確に対応し、24時間365日サービス体制といったアフターサービスの更な る向上に取り組むことで、取引先からの信頼を更に強固なものにしていく所 存でおります。当社グループは業務用厨房機器発展の一翼を担う企業として の自負を基本に、高付加価値商品の販売・自社商品の販売促進等商品差別化 の推進を行って参ります。また、自社商品を使用して頂くことによる効率的 で安全性の高い作業環境の提案およびお客様のニーズを最優先に考えた提案 セールス・戦略的営業の推進を図り、市場ニーズの多様化にも柔軟に対応で きる積極的な事業展開を行っていく所存であります。今後の課題としては、 更なる単品販売の強化を図っていくなかで、コーヒーマシン・マルチクッカ ーおよびスチーム&コンベクションオーブン等競争力のある商品を重点的に 拡販するとともに、ホテル・病院・福祉施設・加工場等の大型施設への積極 的な営業活動、24時間365日サービス体制の一層の充実を目指してまいりま

す。また、当社ではPotential Customer (潜在的な力を持ったお客様)、Previous Customer (以前のお客様)への営業をPC営業と称した既存顧客の掘り起こし・独自の顧客リストを用いた戦略的な営業活動等、こうしたお客様への営業基盤の強化も図っております。さらに、当社では「物を売るのは人である」の観点に立ち、人材教育についても積極的に行っております。埼玉県日高市に所有する150名収容の会議室、40名収容の宿泊設備、150平方メートルのテストキッチン等を備えた研修施設において、社員研修を行っております。研修施設においては、社員研修だけでなくお客様へのセミナーの場としてフルに活用し、受注に結びつくなどの効果も得ております。不動産賃貸事業においては、優良な入居者を確保することにより、安定的な収益の確保に努めてまいります。当社はこれらの施策により、安定した業績の確保と健全な財務体質を構築し、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益の確保・向上に取り組んでまいります。

#### 3. コーポレート・ガバナンス

当社はコーポレート・ガバナンスの強化に努めております。当社では、社外取締役を2名選任しておりますが、取締役の責任の所在を明確化し、経営の透明性を向上させるとともに、取締役の選任および解任について株主の皆様のご意思が経営により適時に反映することができるように、2010年6月29日開催の当社第63期定時株主総会において、当社の取締役の任期を2年から1年に短縮する旨の定款変更に関する議案を株主の皆様にご承認いただきました。また、当社監査役4名のうち、3名は独立性の高い社外監査役となっているため、当社取締役の業務執行を十分に監視できる体制が整備されております。

Ⅲ 本プランの内容(会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者に よって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する ための取り組み)

#### 1. 本プランの目的

中長期的な企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客、従業員、関係会社および取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。突然大規模な買付けがなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断し、当該買付行為に応じるか否かを検討するためには、買付者および取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、大規模な買付けが当社に与える影響や、当社の顧客、従業員、関係会社および取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、当該買付行為に応じるか否かを検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、取締役会が当該大規模な買付けについてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料になると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、当社株式の大規模な買付けに際しては、買付者から事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な買付けに関する情報が提供されるべきであると判断しました。当社取締役会は、当該情報

— 43 —

が提供された後、大規模な買付けに対する取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、取締役会から独立した組織として設置された独立委員会(その詳細については下記3. (4) 独立委員会の設置をご参照)に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、意見を形成し公表いたします。また、必要に応じ、買付者との間で大規模な買付けに関する条件の改善についての交渉や当社取締役会としての当社株主の皆様に対する代替案の提示をすることもあります。なお、当社取締役会は、当該情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨および取締役会としての評価が満了する日を公表いたします。

また、当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益の保護および株主の皆様に大規模な買付けに応じるか否かを適切に判断して頂く時間を確保することを目的として、以下の内容の大規模な買付けに関するルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定するものであります。

#### 2. 大規模買付ルールの概要

本プランにおいては、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とする当社株式等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為(いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、以下、当該買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。当社取締役会が設定する大規模買付ルールにおいては、①大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというものです。

#### 注1:特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)、又は、
- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

## 注2:議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も計算上考慮されるものとします。)、又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該買付者および 当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定す

る株券等所有割合をいいます。) の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3:株式等とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等又 は同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

#### 3. 本プランの手続きおよび内容

(1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、大規模買付ルールに従う旨の誓約および以下の内容等を記載した意向表明書(以下「意向表明書」といいます。)をご提出いただきます。大規模買付行為の提案があった場合には、法令および当社が上場する証券取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要等

#### (2) 大規模買付者からの情報の提供

当社取締役会は、上記(1)の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して当初提供いただくべき、株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループ(共同保有者、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、 買付等および関連する取引の実現可能性等を含みます。)
- ③ 当社株式の買付等対価の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)
- ④ 大規模買付行為における買付資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤ 当社および当社グループの経営に参画した後に想定している経営者

候補(当社および当社グループの事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針・経営理念、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

- ⑥ 当社および当社グループの取引先、顧客、従業員その他の当社に係る利害関係者(ステークホルダー)の処遇方針
- ⑦ その他大規模買付行為の妥当性および適法性等を判断するために当 社取締役会および独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、以上の情報は全て日本語にて提供いただくものとします。当社は、大規模買付行為の提案があった事実および取締役会に提供された本必要情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。また、当社取締役会が、大規模買付者からの本必要情報の提供が完了したと判断した場合には、法令および当社が上場する証券取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

#### (3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)又は90日間(その他の大規模買付行為の場合)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)とします。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、取締役会は独立委員会に諮問し、また、独立の外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家)の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

## (4) 独立委員会の設置

本プランにおいて、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かおよび対抗措置をとるか否か等の検討および判断については、その客観性、公正さおよび合理性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置しております(独立委員会運営規則の概要については別紙ー1をご参照願います。)。当社取締役会は上記の判断を行うにあたりかかる独立委員会に必ず諮問することとします。さらに、独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて当社の費用で当社経営陣から独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得ることができるものとします。また、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決

**—** 46 **—** 

議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公 表することといたします。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動又は不発動につき速やかに決議を行うものとします。

当社取締役会の決定に際しては独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続を経なければならないものとすることにより、取締役会の判断の客観性、公正さおよび合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。本プランの更新時において就任が予定される独立委員会委員の氏名および略歴は別紙-2に記載のとおりです。

#### 4. 大規模買付行為がなされた場合の対応

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模 買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値・株主 共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、当社取締 役会は企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的として、例外的 に新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認め る対抗措置を取ることがあります。具体的には、以下のいずれかの類型に 該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値・ 株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えま す。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合(いわゆるグリーンメーラーである場合)
- ② 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③ 会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ 会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を 行っている場合
- ④ 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二 段階買収(最初の買付で当社の株券等の全部の買付を勧誘すること なく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしない

で、公開買付け等の株券等の買付を行うことをいいます。)等の、株 主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の 売却を強要するおそれがあると判断された場合

- ⑥ 大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等の ステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれると判断される場合
- ⑦ 大規模買付者が提案する当社株式の買付条件(対価の価額・種類、 買付等の時期、買付方法の適法性、買付等の後における当社の従業 員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます。) が当社の企業価値に鑑み著しく不十分又は不適切なものであると判 断される場合

#### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、外部専門家等の意見も参考にして当社取締役会が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。取締役会が対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てをする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して、当社株式と引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

#### 5. 本プランが株主・投資家に与える影響

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響

本プランにおける大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。本プランが本定時株主総会において株主の皆様に承認された時点においては、当社は新株予約権の無償割当て、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置自体は行われませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

なお、上記4. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますが、当社の対応について、当社は株主および投資家の皆様に速やかに情報開示を行います。

#### (2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、取締役会が上記4. に記載した対抗措置をとることを決定した場合には、法令および当社が上場する証券取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様(大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。)が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。例えば、対抗措置として当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議を行った場合には、当社は、当該決議において割当期日を別途定め、当該割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、対価を払い込みすることなく、その保有する株式数に応じて、新株予約権が無償にて割当てられます。また、当社が、当該新株予約権の取得の手続きを取ることを決定した場合は、大規模買付者等以外の当社株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。

なお、大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

#### (3) 対抗措置発動の停止等について

上記4.において、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決議した後に、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。具体的には、新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、また、新株予約権の無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間開始日の前日までは、当該新株予約権を無償にて取得することにより対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。このような対抗措置発動の停止を行う場合は、法令および当社が上場する証券取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

なお、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予 約権を無償にて取得する場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生 じませんので、こうした希釈化が生じることを前提にして売買等を行った 当社株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性 があります。

# (4) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要となる手続

対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てが行われる場合には、 割当ての対象となる株主の皆様は、新株予約権の無償割当ての効力発生日 において、当然に新株予約権に係る新株予約権者となりますので、申込み の手続等は不要です。また、当社が取得条項を付した新株予約権の取得の 手続きをとる場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様におかれては、 新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予 約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予 約権に関する払込み等の手続きは不要となります。以上のほか、割当て方 法、行使の方法および当社による取得の方法等の詳細については、新株予 約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、法令および 当社が上場する金融証券取引所の上場規則等に従い、当該決定について株 主の皆様に対して適切に開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認 願います。

#### 6. 本プランの有効期間および廃止

本プランの有効期限は本定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂く ことを条件に、本定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

また、本プランは、有効期限の満了前であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

- IV 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値・株主 共同の利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものでない ことについて
  - (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を充足しています。また、本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論も踏まえたものです。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもっていること本プランは、上記Ⅲ 1.「本プランの目的」にて記載したとおり、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能にするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもったものです。

# (3) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ 4.「大規模買付行為がなされた場合の対応」にて記載したとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買付である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するために独立委員会の勧告を経るなどの仕組みを確保しているものといえます。

(4) 当社取締役の任期は1年であること

当社は、2010年6月29日開催の当社第63期定時株主総会において、当社取締役の任期を従来の2年から1年に短縮いたしました。従って、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社取締役の選任を通じても、本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となっております。

(5) 株主意思を重視するものであること

当社は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に本プランを更新する予定ですが、上記Ⅲ 6.「本プランの有効期間および廃止」に記載したとおり、本プランの有効期間は本定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとするいわゆるサンセット条項が付されております。また、本プランの有効期間の前であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長および内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

(6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと上記Ⅲ 6.「本プランの有効期間および廃止」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものであり、当社株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策(取締役の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

# 独立委員会運営規則の概要

- 1. 独立委員会は、本プランにおける当社取締役会の判断の客観性、公正さおよび合理性を担保するために、当社取締役会の決議により設置される。
- 2. 独立委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は社外の有識者等(弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、税理士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又はこれらに準ずる者を含みます。)の中から当社取締役会が選任する。
- 3. 独立委員会の委員の任期は、本定時株主総会終結の日から3年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了後最初の取締役会の終結の 時までとする。
- 4. 独立委員会の決議は、原則として、現任の独立委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、独立委員の全員が出席できないやむを得ない事情がある場合には、独立委員会の決議は、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。
- 5. 独立委員会は、当社取締役会から以下の諮問がある場合には、検討・審議を行い、当社取締役会に勧告するものとする。
  - ① 本プランの対象となる大規模買付行為に該当するか否か
  - ② 大規模買付者が当社取締役会に提供すべき本必要情報
  - ③ 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
  - ④ 大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合にあ たるか否か
  - ⑤ 大規模買付者が本プランの手続きを遵守したか否か
  - ⑥ 対抗措置を発動・変更・停止
  - (7) 本プランの継続・変更・廃止
  - ⑧ その他、当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会 に諮問した事項
- 6. 独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて当社 の費用で、当社経営陣から独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、 弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助 言を得ることができるものとする。

```
井上 晴孝(いのうえ はるたか)
```

「 略歴 〕 1952年4月生まれ

1975年3月 早稲田大学卒業

1978年9月 株式会社辰巳法律研究所入所

1982年7月 同社退社

1982年10月 司法試験合格

1985年4月 弁護士登録

浅見東司法律事務所入所

井上晴孝法律事務所開設 1988年4月

2007年6月 当社監查役就任(現任)

2018年7月 井上・桜井法律事務所に改称(現在に至る)

# 納 谷 全一郎 (なや ぜんいちろう)

「 略歴 〕 1969年1月生まれ

1993年3月 早稲田大学卒業

1995年10月 司法試験合格

1998年4月 弁護士登録

舟辺 · 奥平法律事務所入所

舟辺・奥平法律事務所パートナーに就任 2010年1月

2010年2月 あきつ総合法律事務所へ改称(現在に至る)

当社監査役就任 (現任) 2014年6月

2015年4月 第一東京弁護士会副会長

# 河上 敏嗣(かわかみ としつぐ)

「 略歴 〕 1950年8月生まれ

1973年3月 東北大学卒業

1973年4月 株式会社北陸銀行入行

1994年1月 東神奈川支店長 同行

1997年6月 同行 檢查部資產監查室長

2000年6月 同行 検査部長

2001年6月 融資第一部長 同行

2003年6月 同行 常任監査役

株式会社ほくほくフィナンシャルグループ 2004年6月

常勤監査役

2009年6月 佐藤工業株式会社顧問

2009年9月 同社 取締役常務執行役員

2012年9月 同社 取締役専務執行役員

2014年6月 株式会社東京富山会館代表取締役社長 (現任)

佐藤工業株式会社常勤顧問 2015年9月

2016年6月 当社取締役就任 (現任)

※1) 上記 3 氏と当社の間には特別な利害関係はありません。 ※2) 井上晴孝氏は、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 8 号に規定される社外監査役候補者の要件を みたす社外監査役候補者であり、2019年6月27日開催予定の当社第72期定時株主総会において選任された場合には、当社社外監査役に再任する予定です。 ※3)納谷全一郎氏は、会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

※4) 河上敏嗣氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者の要件を満 たす社外取締役候補者であり、2019年6月27日開催予定の当社第72期定時株主総会において 選任された場合には、当社社外取締役に再任する予定です。

以 上

## 新株予約権の無償割当ての概要

1. 新株予約権の無償割当ての対象となる株主および発行条件 当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、 その所有する当社普通株式(但し、当社の所有する当社普通株式を除く。) 1 株 につき 1 個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除く)の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

## 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)は1 円以上で当社取締役会が定める額とする。

#### 5. 新株予約権の譲渡制限

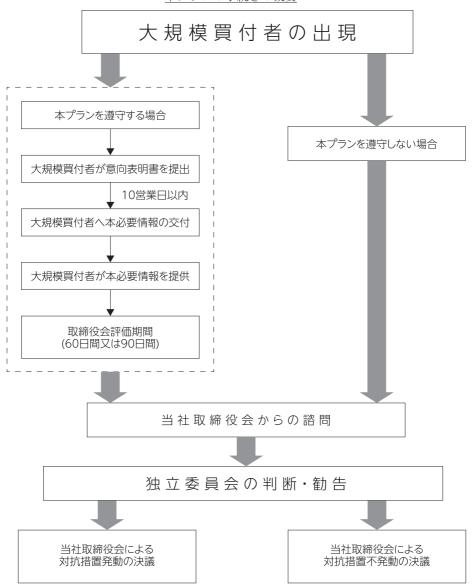
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

#### 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者(但し、あらかじめ当社 取締役会が同意した者を除く。)でないこと等を行使の条件として定める。詳細 については、当社取締役会において別途定めるものとする。

#### 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記 6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

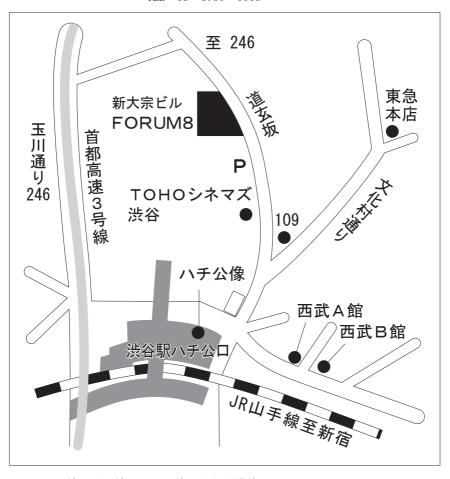


(注) 上記は本プランの概要であり、本プランの詳細につきましては本文をご覧ください。

# 株主総会会場ご案内図

日 時 2019年6月27日(木曜日)午前10時

場 所 東京都渋谷区道玄坂二丁目10番地7号 新大宗ビル1号館 フォーラムエイト 6階 オリオンホール TEL 03-3780-0008



JR山手線・埼京線、井の頭線、東急東横線 地下鉄(銀座線、半蔵門線、東急田園都市線、副都心線) 各線 渋谷駅ハチ公口 徒歩約8分